

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十六号

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第一条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第六項に規定する生活介護(同号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

第十条の二に次の一号を加える。

三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第二条 住民基本台帳法施行条例(平成十四年秋田県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第五号中「第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に改める。

第三条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第五号中「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に改める。

(秋田県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第四条 秋田県精神保健福祉センター条例(昭和五十四年秋田県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第六号中「第三十二条第三項及び」を削り、「決定」の下に「及び障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)」を加え、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 障害者自立支援法第二十二条第二項の規定による意見の陳述及び同法第二十六条第一項の規定による協力その他必要な援助

(秋田県知的障害福祉施設条例の一部改正)

第五条 秋田県知的障害福祉施設条例(平成十七年秋田県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 削除

二 短期入所（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項の短期入所をいう。以下同じ。）
第五条第一項第三号中「知的障害者福祉法」の下に「（昭和三十五年法律第三十七号）」を加え、同条第三項中「児童短期入所及び知的障害者短期入所」を「短期入所」に改める。

別表第一号(一)の表中児童短期入所の項を削り、知的障害者短期入所の項を次のように改める。

短期入所	障害者自立支援法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
------	--

別表第一号(二)の表中児童短期入所の項を削り、知的障害者短期入所の項を次のように改める。

短期入所	障害者自立支援法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
------	--

第六条 秋田県知的障害福祉施設条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一 知的障害児施設支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第三項の知的障害児施設支援をいう。以下同じ。）

第五条第一項第三号中「知的障害者更生施設支援（」の下に「障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の」を、「昭和三十五年法律第三十七号」の下に「。次号及び第五号において「旧知的障害者福祉法」という。」を、「の知的障害者更生施設支援」の下に「に相当するサービス」を加え、同項第四号中「知的障害者福祉法」を「旧知的障害者福祉法」に改め、「の知的障害者授産施設支援」の下に「に相当するサービス」を加え、同項第五号中「知的障害者福祉法」を「旧知的障害者福祉法」に改め、「の知的障害者通勤寮支援」の下に「に相当するサービス」を加え、同条第三項中「使用料は、」の下に「知的障害児施設支援及び」を加え、「受けた月」を「受けた日の属する月」に改める。

別表第一号(一)の表短期入所の項の前に次のように加える。

知的障害児施設支援	児童福祉法第二十四条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
-----------	---

別表第一号(一)の表知的障害者更生施設支援の項、同号(二)の表知的障害者更生施設支援の項及び知的障害者授産施設支援の項並びに同号(三)の表知的障害者通勤寮支援の項中「知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号に掲げる」を「障害者自立支援法附則第二十一条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の」に改める。

（秋田県太平療育園条例の一部改正）

第七条 秋田県小平療育園条例(平成十七年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は児童短期入所(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第四項の児童短期入所をいう。以下同じ。)」若しくは知的障害者短期入所(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条第四項の知的障害者短期入所)」を「を受ける者及び短期入所(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第八項の短期入所)」に改め、同条第三項中「児童短期入所及び知的障害者短期入所」を「短期入所」に改める。

別表第一号の表中児童短期入所の項を削り、知的障害者短期入所の項を次のように改める。

短期入所

障害者自立支援法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

第八条 秋田県小平療育園条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び」の下に「肢体不自由児施設支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第六項の肢体不自由児施設支援をいう。以下同じ。)」又は「を」を加え、同条第三項中「都度、」の下に「肢体不自由児施設支援及び」を加える。

別表第一号の表死体の処置の項の次に次のように加える。

肢体不自由児施設支援

児童福祉法第二十四条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(秋田県小児療育センター条例の一部改正)

第九条 秋田県小児療育センター条例(平成十七年秋田県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「者又は」を「者、知的障害児通園施設支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第四項の知的障害児通園施設支援をいう。以下同じ。)、盲ろうあ児施設支援(同条第五項の盲ろうあ児施設支援をいう。以下同じ。))又は肢体不自由児施設支援(同条第六項の肢体不自由児施設支援をいう。以下同じ。))の提供を受ける者及び」に改め、同条第三項中「診療等又は」を「診療等及び」に、「の都度」を「にあってはその都度、知的障害児通園施設支援、盲ろうあ児施設支援及び肢体不自由児施設支援にあってはその提供を受けた日の属する月の翌々月の末日までに」に改める。

第八条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 知的障害児通園施設支援、盲ろうあ児施設支援及び肢体不自由児施設支援の提供に関する業務

別表第一号の表予防接種の項の次に次のように加える。

知的障害児通園施設支援	盲ろうあ児施設支援	肢体不自由児施設支援
児童福祉法第二十四条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額		

(秋田県身体障害者更生訓練センター条例の一部改正)

第十条 秋田県身体障害者更生訓練センター条例(平成十七年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「身体障害者短期入所(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。))第四条の二第四項の身体障害者短期入所」を「短期入所(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第八項の短期入所)に、「(法)を「(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 短期入所 障害者自立支援法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

第二条第二項第二号中「法」を「身体障害者福祉法」に改め、同条第三項中「身体障害者短期入所」を「短期入所」に改める。

第五条第二号及び第六条中「身体障害者短期入所」を「短期入所」に改める。

第十一条 秋田県身体障害者更生訓練センター条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成十七年法律第二百二十三号」の下に「。以下「法」という。」を、「身体障害者更生施設支援(」の下に「法附則第三十五条の規定による改正前の」を、「の身体障害者更生施設支援」の下に「に相当するサービス」を加え、同条第二項第一号中「障害者自立支援法」を「法」に改め、同項第二号中「身体障害者福祉法第十七条の十第二項第一号に掲げる」を「法附則第二十一条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の」に改め、同条第三項中「受けた月」を「受けた日の属する月」に改める。

附 則

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条、第七条及び第十条の規定 公布の日

二 第二条及び第四条の規定 平成十八年四月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十八年十月一日

2 平成十八年十月一日前に行われた第六条の規定による改正前の秋田県知的障害福祉施設条例の規定による知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支援及び知的障害者通勤寮支援に係る使用料並びに第十一条の規定による改正前の秋田県身体障害者更生訓練センター条例の規定による身体障害

者更生施設支援に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十七号

秋田県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

秋田県精神保健福祉審議会条例(昭和四十年秋田県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、」及び「(以下「法」という。)」を削り、「に規定する」を「の規定に基づく」に、「として設置する」を「として、」に、「の運営に必要事項を定めるものとする」を「を置く」に改める。

第四条中「諮つて」を「諮つて」に改め、同条を第五条とする。

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 会長は、審議会の議長となる。

第三条を第四条とする。

第二条第一項中「会長」を「、会長」に改め、同条第二項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第四項中「あらかじめ会長の」を「会長があらかじめ」に、「その」を「、その」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(組織及び委員の任期)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者

二 精神障害者の医療に関する事業に従事する者

三 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十条第三項の規定により秋田県精神保健福祉審議会の委員として任命されている者は、この条例による改正後の秋田県精神保健福祉審議会条例第二条第二項の規定により秋田県精神保健福祉審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、平成十八年六月三十日までとする。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表中「精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員」を「精神保健福祉審議会の委員」に改める。

秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十八号

秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例

(目的)

第一条 この条例は、多子世帯の子どもで大学に在学するものに奨学金を貸与する事業を行う者に対し、当該事業の実施に必要な助成を行うことにより、次代の社会を担う子どもを健やかに生みはぐくむ環境を整備するとともに、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 多子世帯の子ども 第三子以降の者及びその兄弟姉妹をいう。

二 すこやか奨学金 多子世帯の子どもで大学(大学院を除く。第四条第一項第三号において同じ。)に在学するものに対し指定法人がこの条例の定めるところにより貸与する奨学金をいう。

三 指定法人 すこやか奨学金を貸与する事業を適確に行うことができるものとして規則で定める民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の

規定により設立された法人をいう。

(助成)

第三条 知事は、指定法人に対し、予算の範囲内において、すこやか奨学金を貸与する事業に必要な資金及び経費について、補助金を交付することができる。

(貸与)

第四条 指定法人は、次に掲げる要件に該当する者に対し、その申請に基づき、無利子ですこやか奨学金を貸与することができる。この場合において、当該者とその兄弟姉妹の中ですこやか奨学金を貸与することができる者の数は、これらの者の数から二を減じた数を超えることができない。

一 多子世帯の子どもであること。

二 県内出身者(県内の高等学校を卒業した者その他規則で定める者をいう。)であること。

三 大学に在学していること。

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当すること。

2 すこやか奨学金の月額額は、規則で定める。

(返還)

第五条 指定法人は、すこやか奨学金の貸与を受けた者に、当該貸与の期間の終了後の規則で定める期限までに、年賦、半年賦又は月賦の方法によりすこやか奨学金を返還させなければならない。ただし、当該者からの申出があったときその他規則で定める事由が生じたときは、履行期限を繰り上げて返還させることができる。

(返還の猶予及び免除)

第六条 指定法人は、すこやか奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病によりすこやか奨学金の返還の債務を履行することが困難となったときその他の規則で定める事由に該当することとなったときは、その履行を猶予することができる。

2 指定法人は、すこやか奨学金の貸与を受けた者が当該貸与の期間の終了後において県内に居住することとなったとき、死亡したときその他の規則で定める事由に該当することとなったときは、規則で定めるところにより、履行期限が到来していない部分に係るすこやか奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(連帯保証人)

第七条 指定法人は、すこやか奨学金の貸与を受けようとする者に、連帯保証人を立てさせなければならない。

(規則への委任)